

平成28年度 第17回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成28年11月25日（金） 午後3時から3時50分

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中原都 | | | |
| | 委員 | 曾我紀厚 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 三王寺由道 | 次長兼任用課長 | 今岡誠一 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 富山哲明 | |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 古川真史 | |
| | 係長 | 牧田茂人 | | | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 平成28年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師）の第1次試験合格者の決定について

議案第3号 人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について

報告第1号 平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の採用候補者の決定について

報告第2号 平成28年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び第3号は公開、議案第2号及び報告第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

(1) 議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

(2) 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

2 条例案の概要、条例案及び条例案に対する人事委員会の判断（案）

(1) 議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

平成28年11月25日付鳥取県議第214号で鳥取県議会議長から意見を求められた条例案のうち「職員の給与に関する条例の一部改正」、「任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正」及び

「任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」については、本委員会勧告に沿うものであり、異議はない。

また、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正」については、一般職の職員に準じて給料及び期末手当を改定しようとするものであり、異議はない。

(2) 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

民間労働法制等の改正を踏まえ、国に準じて介護休暇の分割取得の導入、介護時間の新設、職員の時間外勤務の免除及び育児休業等の子の範囲の拡大等を行うことにより、職員の仕事と家庭生活等との両立及び公務能率の向上を図ろうとするものであり、異議はない。

◇議案第2号

平成28年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 規則の名称

- (1) 職員の職務の級の分類に関する規則
- (2) 管理職手当に関する規則
- (3) 管理職員等の範囲を定める規則

2 概要

鳥取県中部地震の復興対応のための鳥取県中部地震復興本部を設置し、併せて、中部地震復興本部事務局長の職を新設することに伴う所要の改正

(1) 職員の職務の級の分類に関する規則

別表第1行政職給料表級別職務分類表について、知事の事務部局の本庁の本庁共通の行政職9級の職に中部地震復興本部事務局長を追加。

(2) 管理職手当に関する規則

① 管理職手当の支給区分を定める別表第1について、知事部局本庁の1種の職に中部地震復興本部事務局長を追加。

② 管理職手当にかかる特定職として、別表第1の備考の第1項第2号に中部地震復興本部事務局長を追加。

(3) 管理職員等の範囲を定める規則

別表の知事の事務部局の本庁の職員に中部地震復興本部事務局長を追加。

(4) 施行期日

平成28年11月21日とする。

3 専決処分の理由

(1) 新設される職の職務の級や管理職手当の支給区分等の定めがないため、職の新設に合わせて人事委員会規則を改正しなければ、人事行政の運営上著しい支障が生じること。

(2) 職の新設の決定直後の施行であったため、人事委員会を開催するいとまがなかったこと。

4 専決処分日

平成28年11月18日

(参考) 人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和41年4月 鳥取県人事委員会規則第20号)
(専決事項)

第2条 事務局長、次長及び課長の専決事項は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。ただし、特に重要と認められるものについては、その概要を人事委員会に報告しなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、人事行政の運営上緊急を要し、かつ、人事委員会を開催するいとまがないときは、事務局長が専決することができる。

3 事務局長は、前項の規定により専決したときは、次の人事委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

◇報告第1号及び第2号

平成28年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の採用候補者の決定について、及び、平成28年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(警察事務))の採用候補者の決定について、事務局が一括して説明した。

六 次回人事委員会の開催

平成28年12月16日(金)午後3時から開催することとした。